

議案第2号

山口県都市計画審議会
会長 三浦房紀様

平 25 都市計画第 599 号
平成 25 年 (2013 年) 11 月 22 日

山口県知事 山本 繁太郎

周南都市計画臨港地区の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画臨港地区を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南都市計画臨港地区の変更 (山口県決定)

1 都市計画光臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
島田臨港地区	約 5.4ha	商 港 区	約 5.0ha	(光市大字島田及び島田二丁目の各一部)
		修景厚生港区	約 0.4ha	(光市大字島田の一部)
光井臨港地区	約 3.4ha	商 港 区	約 2.2ha	(光市大字光井の一部)
		修景厚生港区	約 0.3ha	(光市光井二丁目の一部)
		マリーナ港区	約 0.6ha	(光市光井二丁目の一部)
		分区指定なし	約 0.3ha	(光市大字光井の一部)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2 都市計画下松臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
新川臨港地区	約 12.2ha	商 港 区	約 10.9ha	(下松市新川二丁目及び新川四丁目の各一部)
		漁 港 区	約 0.6ha	(下松市新川一丁目及び新川二丁目の各一部)
		分区指定なし	約 0.7ha	(下松市新川四丁目の一部)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

3 都市計画末武下臨港地区ほか2地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考		
末武下臨港地区	約 14.6ha	商 港 区	約 14.0ha	(下松市大字末武下の一部)
		修景厚生港区	約 0.6ha	(下松市大字末武下の一部)
東豊井臨港地区	約 1.0ha	漁 港 区	約 1.0ha	(下松市大字東豊井の一部)
笠戸島臨港地区	約 1.3ha	漁 港 区	約 1.1ha	(下松市大字笠戸島の一部)
		修景厚生港区	約 0.2ha	(下松市大字笠戸島の一部)

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

光臨港地区及び下松臨港地区は、昭和40年に都市計画決定され、「山口県臨港地区分区内構築物規制条例(昭和48年山口県条例第5号)」による土地利用の規制・誘導が行われています。

このたび、港湾機能と都市的土地利用との調整を行い、港湾を適切に管理運営をするために区域の変更を行うものです。また、末武下臨港地区、東豊井臨港地区、笠戸島臨港地区の区域を追加するものです。

新 旧 対 照 表

1 都市計画光臨港地区

旧新	名 称	面 積	備 考	
旧	光臨港地区	約 2.2ha	商 港 区	約 2.2ha
新	島田臨港地区	約 5.4ha	商 港 区	約 5.0ha
			修景厚生港区	約 0.4ha
	光井臨港地区	約 3.4ha	商 港 区	約 2.2ha
			修景厚生港区	約 0.3ha
			マリーナ港区	約 0.6ha
		分区指定なし	約 0.3ha	

2 都市計画下松臨港地区

旧新	名 称	面 積	備 考	
旧	下松臨港地区	約 3.9ha	商 港 区	約 3.9ha
新	新川臨港地区	約 12.2ha	商 港 区	約 10.9ha
			漁 港 区	約 0.6ha
			分区指定なし	約 0.7ha